

厚真町出産祝い金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次代を担う児童の確保を図るために子育て家庭を応援し、その出産祝い金を支給し、児童の健全育成に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 出産祝い金を受給できる者は、第3子以降の児童を出生した保護者で、次のすべてに該当する父または母とする。

- (1) 第3子以降の児童の誕生日の1年以上前から厚真町内に住所を有し、居住している。
- (2) 今回、出生した児童を含めて3人以上の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童）を養育している。

(祝い金の額)

第3条 出産祝い金は、第3子以降の出生した児童1人につき10万円とする。

(申請及び支給)

第4条 出産祝い金の申請は、第2条の受給資格を有する者（以下「申請者」という。）の申請に基づき、町長がその支給を決定する。

- 2 申請者は、出産祝い金支給申請書（様式1，以下「申請書」という。）を町長へ提出しなければならない。

(資格の喪失)

第5条 出産祝い金の支給を受ける者が、次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

- (1) 死産のとき。
- (2) 出産の日から9箇月以内に申請書を提出しなかったとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。